

前橋市情報公開条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(公開請求に対する措置)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内になければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(著しく大量な公開請求に係る公開決定等の特例)</p> <p>第10条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報が著しく大量であるため、<u>公開請求があつた日の翌日から起算して44日以内</u>にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、当該請求に係る行政情報の相当部分につき、当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。</p> <p>2 前条第5項後段の規定は、前項の規定により公開決定等を行う場合について、準用する。</p>	<p>(公開請求に対する措置)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内になければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(著しく大量な公開請求に係る公開決定等の特例)</p> <p>第10条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報が著しく大量であるため、<u>前条第4項に規定する期間内</u>にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、当該請求に係る行政情報の相当部分につき、当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。</p> <p>2 前条第5項の規定は、前項の規定により公開決定等を行う場合について、準用する。</p>